

2016 年度補正予算の作成及び総会への議案上程を行わない件

第 111 回理事会(2016 年 2 月 10 日開催)において承認可決され、第 58 回総会(2016 年 3 月 18 日開催)にて会員へ報告した、補正予算の作成及び総会への議案上程に関して、2016 年度の補正予算については、執行理事会で審議の上、理事長決裁を受け、以下の通りとし、当理事会でこの旨の報告を行い、会員へ向けても総会は開催しないことの連絡を行うこととする。

○ 報告事項

2016 年度補正予算の作成及び総会への上程を行わない

○ 理由

理事会審議資料に示された、補正予算の作成及び総会への議案上程を行う場合の条件として、以下項目が想定されていたが、いずれの項目についても該当しないため。

補正予算の作成を要する場合	左記の判断
事業計画の大幅な変更があった場合 (事業計画に無い重要な事業の実施、事業計画に記載の事業の停止等が大規模である)	事業は計画に基づき、これまで実施されており、今後も事業計画に関して変更はない見通しである
法人の運営や事業計画に基づいた事業の実施が、損なわれるような損益の変動があった場合	上半期の実績に基づく決算見通しの結果、事業の実施が損なわれるような損益の変動は無いと判断される
期首予算を大幅に超える、新たな設備投資が行われる場合	設備投資は期首の計画通り執行されており、未執行案件も変更は無い見通しである
その他、理事長が補正予算の作成が必要と判断した場合	現時点で補正予算作成が必要となる特段の事情は生じていない

以上